

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱一部改正新旧対照表

新	旧
<p>小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略 第4 実施方法 1～7 略 8 一部負担額</p> <p>(1) 対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額は次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額がそれぞれ別表1に定める入院若しくは外来の自己負担限度額又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超える額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給することができる。</p> <p>① 入院 同一の医療機関ごとに、1か月につき、別表1の「入院」欄に定める額を限度とする額。</p> <p>② 入院以外 同一の医療機関ごとに、1か月につき、別表1の「外来」欄に定める額を限度とする額。なお、医療保険各法の規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。</p> <p>(2) 及び(3) 略 9及び10 略 第5～第11 略 別紙様式例1、別紙1及び別紙様式例2 略</p>	<p>小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略 第4 実施方法 1～7 略 8 一部負担額</p> <p>(1) 対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額は次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額がそれぞれ別表1-1又は別表1-2に定める入院若しくは外来の自己負担限度額又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超える額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給することができる。</p> <p>① 入院 同一の医療機関ごとに、1か月につき、次の各号に掲げる区分による表の「入院」欄に定める額を限度とする額。</p> <p>一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1-1</p> <p>二 平成20年7月1日から 別表1-2</p> <p>② 入院以外 同一の医療機関ごとに、1か月につき、次の各号に掲げる区分による表の「外来」欄に定める額を限度とする額。なお、医療保険各法の規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。</p> <p>一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1-1</p> <p>二 平成20年7月1日から 別表1-2</p> <p>(2) 及び(3) 略 9及び10 略 第5～第11 略 別紙様式例1、別紙1及び別紙様式例2 略</p>

新	旧																													
(別表 1-1) 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 667 448 1097" rowspan="2">階 層 区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="325 174 384 667">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="384 174 448 667">入 院</th> <th data-bbox="384 174 448 667">外 来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 667 608 1097">生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> <td data-bbox="448 174 608 667" style="text-align: center;">0</td> <td data-bbox="448 174 608 667" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 667 703 1097">生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td data-bbox="608 174 703 667" style="text-align: center;">0</td> <td data-bbox="608 174 703 667" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 667 799 1097">生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td data-bbox="703 174 799 667" style="text-align: center;">2, 2 0 0</td> <td data-bbox="703 174 799 667" style="text-align: center;">1, 1 0 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 667 895 1097">生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合</td> <td data-bbox="799 174 895 667" style="text-align: center;">3, 4 0 0</td> <td data-bbox="799 174 895 667" style="text-align: center;">1, 7 0 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="895 667 1007 1097">生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合</td> <td data-bbox="895 174 1007 667" style="text-align: center;">4, 2 0 0</td> <td data-bbox="895 174 1007 667" style="text-align: center;">2, 1 0 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 667 1134 1097">生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合</td> <td data-bbox="1007 174 1134 667" style="text-align: center;">5, 5 0 0</td> <td data-bbox="1007 174 1134 667" style="text-align: center;">2, 7 5 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1134 667 1262 1097">生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合</td> <td data-bbox="1134 174 1262 667" style="text-align: center;">9, 3 0 0</td> <td data-bbox="1134 174 1262 667" style="text-align: center;">4, 6 5 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1262 667 1362 1097">生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合</td> <td data-bbox="1262 174 1362 667" style="text-align: center;">1 1, 5 0 0</td> <td data-bbox="1262 174 1362 667" style="text-align: center;">5, 7 5 0</td> </tr> </tbody> </table>		階 層 区 分	自己負担限度額		入 院	外 来	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2, 2 0 0	1, 1 0 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3, 4 0 0	1, 7 0 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4, 2 0 0	2, 1 0 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5, 5 0 0	2, 7 5 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9, 3 0 0	4, 6 5 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	1 1, 5 0 0	5, 7 5 0
階 層 区 分	自己負担限度額																													
	入 院	外 来																												
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0																												
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0																												
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2, 2 0 0	1, 1 0 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3, 4 0 0	1, 7 0 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4, 2 0 0	2, 1 0 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5, 5 0 0	2, 7 5 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9, 3 0 0	4, 6 5 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	1 1, 5 0 0	5, 7 5 0																												
備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の																														

新	旧																
<p>(別表1) 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表</p> <table border="1" data-bbox="1109 147 1428 672"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	自己負担限度額		入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	<p>6月30日をいう。)において市町村民税が課税されていない(地方税法第323条により免除されている場合を含む。)場合をいう。</p> <p>2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一年計内に2人以上の対象者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年度の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年度の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(別表1-2) 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表</p> <table border="1" data-bbox="1109 672 1428 2004"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	自己負担限度額		入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
階層区分		自己負担限度額															
	入院	外来															
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0															
階層区分	自己負担限度額																
	入院	外来															
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0															

新	旧
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	生計中心者の市町村民税が非課税の場合
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合
0	0
2, 200	2, 200
3, 400	3, 400
4, 200	4, 200
5, 500	5, 500
9, 300	9, 300
11, 500	11, 500
0	0
1, 100	1, 100
1, 700	1, 700
2, 100	2, 100
2, 750	2, 750
4, 650	4, 650
5, 750	5, 750

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附

新	旧
<p>則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一年計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年度の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年度の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>別紙様式例 3 略 別紙様式例 4 略 別表 2 略 別紙 2 略</p>	<p>則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一年計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年度の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年度の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>別紙様式例 3 略 別紙様式例 4 略 別表 2 略 別紙 2 略</p>